

プリペイド式カードの購入及び入金に関する税務の注意点

中国でのビジネスにおいては、様々な局面でプリペイド式カードが使用されますが、従来はプリペイド式カードの購入やプリペイド式カードへの入金、カードを使用した商品の購入やサービスの提供に関する税務上の取り扱いが必ずしも明確にされていませんでした。近年の営業税の増値税への一本化政策に伴い、日常の取引において目にする“發票”は「増値税發票」に統一化されつつありますが、この中でプリペイド式カードに関する増値税の取り扱いについても明確にされつつあります。今回は、現地法人がプリペイド式カードの購入及び入金する場合に関する税務上の取り扱いの注意点を説明します。

1. プリペイド式カードが使用される局面

プリペイド式カードは、あらかじめ入金して積み立てを行い、これを使用して商品の購入やサービスの提供を受けることができるようにするためのカードのことを言います。中国では、例えば、公共交通機関に乗車するために用いられる交通カード、特定の店で商品個購入するために用いられる商品購入カード、ETCシステムを用いて有料道路などを通行するために用いられるETCカード、特定のガソリンスタンドでガソリンを給油するために用いられる給油カード、など、様々な側面で使用されています。

2. プリペイド式カードに関する増値税の取り扱い

会社がプリペイド式カードを購入する場合、もしくはプリペイド式カードに入金する場合、会社はプリペイド式カードの販売会社もしくは発行会社に対して購入や入金を希望する金額の支払いを行う必要があります。しかしながら、この段階では現地法人は商品の購入やサービスの提供を受けていないため、増値税の課税は行われません。一方、現地法人が購入もしくは入金したプリペイド式カードを使用して商品の購入やサービスの提供を受けた場合において増値税が課税されるため、会社はこの段階で増値税を負担することになります。

上記の増値税の課税について、“増値税發票”は以下のような取り扱いが行われます。まず、プリペイド式カードの購入や入金のための支払が行われた場合、この支払を受けたカードの販売会社もしくは発行会社は“増値税普通發票”を発行しなければなりません。(ただし、下記の“増値税専用發票”が発行される場合は除かれます。)しかしながら、上記のとおりプリペイド式カードの購入や入金が行われたのみでは増値税の課税は行われません。そのため、発行される“増値税普通發票”の税率及び税額の項目には、不課税（不征税）もしくは※印が表示されることとなります。

一方、二重に“發票”が発行されることを避けるため、発行プリペイド式カードの販売会社もしくは発行会社が“増値税専用發票”を発行する場合には、プリペイド式カードを購入もしくは入金した段階では“増値税普通發票”は発行されず、カードを使用して商品の購入やサービスの提供を受けた後に発行されることとなります。

3. 注意点

プリペイド式カードを用いた商品の購入やサービスの提供に関しては、上記のように増値税の課税が行われることとなりますが、これは、プリペイド式カードが、これを購入もしくは入金した会社により使用されることが前提としており、会社の会計処理上は、プリペイド式カードを使用して行われた商品の購入やサービスの提供の内容に基づいて会計上の処理が行われることが想定されています。

しかしながら、例えば、現地法人が購入した商品購入カード（プリペイド式カード）を従業員や取引先などの第三者に贈与した場合には、この商品購入カードを使用して商品を購入したのは現地法人ではなく、カードの贈与を受けた従業員や取引先などの第三者となります。そのため、この商品購入カードを購入した際にカードの販売会社から“増値税普通発票”の発行を受けていたとしても、税務上は、カード購入のための支出は現地法人の費用とはならないこととなります。このようなカードの贈与について適切に処理するためには、会社はこのカードを贈与した第三者について、個人所得税の源泉徴収の申告及び納税を行う必要があります。

中国では、慣習的に商品購入カードなどを従業員や取引先などの第三者に贈与するケースが多く見受けられますが、上記の点について十分な注意が必要となります。

【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング(税理士法人成和)では、2017年4月より毎月、“ツボを押さえる中国ビジネス基礎講座”と題した無料勉強会の開催を予定しております。3月のテーマは以下の通りとなっております。参加をご希望の方は、下記の連絡先(担当:西澤)までお問い合わせください。

- 2018年3月21日(水)16:00~17:30 【定員5名】
テーマ: 国際税務の基礎を理解しよう
~ 本社との取引における注意点について
講師: 上海成和ビジネスコンサルティング 西澤民行
会場: 上海成和ビジネスコンサルティング 会議室

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室
電話番号: +86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>